

払込金受領証の取扱いについて

公共料金等を金融機関やコンビニエンスストアで払込取扱票等を用いて支払うことが増えており、当該金融機関やコンビニエンスストアから受領する書面（以下「払込金受領証」という。）については、政治資金監査上の取扱い等に関して、登録政治資金監査人等より疑義が寄せられることがある。

こうした疑義に関して、払込金受領証の取扱いを整理するべく委員会でやってきた議論の中では、

- 金融機関と事業者の間の代理受領契約の有無は政治団体はもとより登録政治資金監査人においても確認できないものであるなら、それを基にした取扱いを求めることは困難ではないか。できるだけ分かりやすい取扱いにするべきである。
- これまでの委員会では、政治団体以外の者が作成した書類があるのであれば、政治資金監査上はそれらの書類を活用すべきということで整理しており、払込金受領証においても活用する方向で検討すべきである。
- 払込金受領証に支出の目的が記載されていない場合には、振込明細書に該当するとして整理した上で、徴難明細書ではなく払込金受領証が保存されるよう併せて登録政治資金監査人等に周知することが適当である。という方針が示された。

以上の方針を踏まえて、払込金受領証の取扱いについては以下の表のとおり整理し、公表資料としてフローチャートをまとめ、登録政治資金監査人に改めて周知を図ることとする。

支払場所	支出の目的の記載	代理受領契約	政治資金規正法上の取扱い		
			書面の性質	政治資金監査上の取扱い	
コンビニ	あり	必ず有	領収書等	当該書面の写しを提出等	当該書面を確認
	なし			徴難明細書を作成等	徴難明細書を確認 当該書面＋請求書等を確認
金融機関	あり	有	領収書等	当該書面の写しを提出等	当該書面を確認
		無	振込明細書	当該書面の写しを提出等 (徴難明細書を作成等でも可)	当該書面を確認 (徴難明細書を確認でも可)
	なし	有無にかかわらず	振込明細書	当該書面の写し ＋支出目的書を提出等 (徴難明細書を作成等でも可)	当該書面＋支出目的書を確認 (徴難明細書を確認でも可)

金融機関が発行した払込金受領証については、表中太枠部分にあるとおり、支出の目的の記載及び代理受領契約の有無により、その書面の性質が異なり、振込明細書に該当する場合には、徴難明細書の作成が可能となる場合がある。

しかし、その現物が保存されている場合には、政治資金の収支の公開の観点から、当該払込金受領証の写しを提出すべきであり、その点において、代理受領契約の有無で払込金受領証の取扱いに実質的な差異はない。

具体的には、代理受領契約の有無にかかわらず、支出の目的が記載されていれば会計責任者は当該払込金受領証の写しを収支報告書に併せて提出すべきこととなり、支出の目的が記載されていない場合は、当該払込金受領証の写しと支出目的書（その作成に代えて、払込金受領証に支出の目的を追記しても可）を提出すべきこととなる。

一方、仮に、払込金受領証を紛失した場合については、金融機関で支払った場合に、支出の目的の記載及び代理受領契約の有無により、その取扱いが異なることとなる。具体的には、支出の目的の記載があり、代理受領契約も締結されているため、領収書等に該当する場合には、領収書等の紛失は領収書等を徴し難かった事情に該当しないため、徴難明細書の作成が不可能となる。

このように払込金受領証を紛失した場合には、本来は紛失した払込金受領証が領収書等に該当するかどうかを会計責任者は確認することとなる。

しかし、紛失した払込金受領証については、実務上、記載項目の確認が難しく、代理受領契約の問合せ先も不明となるなど、当該払込金受領証が領収書等であることの確認及びその証明は困難であると想定される。

そのため、金融機関で支払った際の払込金受領証を紛失した場合には、代理受領契約の有無も不明であり、当該払込金受領証が領収書等であることの確認及び証明が困難であることから、実務上は振込明細書を紛失したものとして取扱ったとしても差し支えないものとするべきである。

具体的には、会計責任者は徴難明細書を作成することとなる。